

別記第 5 号様式

被害防止計画目標評価報告書

1. 対象地域及び実施期間

対象地域	柳井市内全域
実施期間	令和 5 年度～令和 7 年度

2. 被害防止計画目標の達成状況

被害防止計画目標	基準年（3 年度）の実 績値（A）	目標値（B）	目標年（7 年度）の実 績値（C）	達成率（%） $A - C / A - B$	備考
イノシシ（被害金 額）	9,765 千円	6,835 千円	3,941 千円	198.8%	
イノシシ（被害面 積）	8.558ha	5.99ha	2.83ha	223.1%	
ニホンザル（被害金 額）	1,012 千円	708 千円	575 千円	143.8%	
ニホンザル（被害面 積）	0.40ha	0.28ha	0.30ha	83.3%	
シカ（被害金額）	0 円	0 円	0 円	-	
シカ（被害面積）	0ha	0ha	0ha	-	
タヌキ（被害金額）	961 千円	672 千円	583 千円	130.8%	
タヌキ（被害面積）	0.08a	0.06ha	0.06ha	100.0%	
カラス（被害金額）	760 千円	532 千円	268 千円	215.8%	
カラス（被害面積）	0.30ha	0.21ha	0.14ha	177.8%	
ヒヨドリ（被害金 額）	760 千円	532 千円	268 千円	215.8%	
ヒヨドリ（被害面 積）	0.30ha	0.21ha	0.14ha	177.8%	
合 計（被害金額）	13,258 千 円	9,279 千円	5,635 千円	191.6%	
合 計（被害面積）	9.638ha	6.75ha	3.47ha	213.6%	

3. 目標の達成のために実施した各事業の内容と効果

事業内容	事業量	管理主体	供用開始日	事業効果
有害捕獲 (R 5 年度)	箱わな 6 基	柳井市有害 鳥獣捕獲対 策協議会	R5. 9. 29	効果を発揮してい る
緊急捕獲活 動 (R 5 年度)	イノシシ (成獣 320) (幼獣 199) サル (成獣 3) (幼獣 1) シカ (成獣 1) (幼獣 0)	柳井市有害 鳥獣捕獲対 策協議会		捕獲により農作物 への被害が減少し ている
有害捕獲 (R 6 年度)	箱わな 5 基	柳井市有害 鳥獣捕獲対 策協議会	R6. 11. 18	効果を発揮してい る
緊急捕獲活 動 (R 6 年度)	イノシシ (成獣 396) (幼獣 363) サル (成獣 2) (幼獣 0) シカ (成獣 1) (幼獣 0)	柳井市有害 鳥獣捕獲対 策協議会		捕獲により農作物 への被害が減少し ている
有害捕獲 (R 7 年度)	箱わな 8 基 サル用大型 囲い罠 1 基	柳井市有害 鳥獣捕獲対 策協議会	R7. 11. 25 R8. 2. 1	効果を発揮してい る
緊急捕獲活 動 (R 7 年度)	イノシシ (成獣 247) (幼獣 217) サル (成獣 4) (幼獣 1) シカ (成獣 0) (幼獣 0)	柳井市有害 鳥獣捕獲対 策協議会		捕獲により農作物 への被害が減少し ている

4. 総合評価

イノシシの捕獲活動の意欲高揚や電気柵等による被害防止対策を進めた結果、農作物の被害は平成22年度のピーク時よりは減少している。令和5年度は豚熱の影響により、イノシシの捕獲数が前年度と比べ大きく減少し、令和6年度は捕獲数が増加したものの、令和7年度は再び減少した。今後も豚熱の影響等による捕獲状況の変化について注視する必要があるが、本計画における目標年度の目標値は達成することができた。

捕獲従事者が高齢化しているなかで、今後も被害防止対策を継続し、農作物被害の軽減に努める必要がある。

5. 第三者の意見

柳井市では、イノシシによる農作物被害が特に多く、深刻な状況にあります。その他の鳥獣による被害額は、イノシシの約10分の1にとどまっています。

イノシシ対策では、緊急捕獲活動などによる個体数管理を実施し、加害個体の効率的な捕獲を進めています。全ての鳥獣種において、被害防止計画の目標を上回る被害削減率となっていることから、これまでの被害防止対策には一定の効果があったと評価できます。

現在、イノシシとサルについては、緊急捕獲による個体数管理を中心に対策が行われています。一方、捕獲従事者の高齢化が進んでおり、今後は捕獲活動を継続することが難しくなる可能性があります。

また、過疎化が進む中山間地域では、加害個体が被害農地周辺の山林や耕作放棄地に定着し、農地へ繰り返し侵入して被害を発生させることがあります。このような地域環境や担い手の変化を踏まえると、捕獲だけに依存した対策には限界があります。

今後は、住民の合意形成を図ったうえで、地域ぐるみによる次の対策を総合的に進める必要があります。

* 防護柵の設置・点検などの「防護対策」

* 加害個体を重点的に捕獲する「捕獲対策」

* 耕作放棄地や藪の整備、誘引物の除去などの「生息地管理」

これらを組み合わせ、農地周辺に定着して被害を繰り返す加害個体を中心とした対策へ移行することが重要です。

野生動物の生息動向は、山林におけるドングリなどの餌資源の豊凶によって大きく変化します。特にイノシシは、一度に複数の子を産む繁殖力の高い動物であり、生息数が年によって大きく変動します。このため、被害が一時的に減少した場合でも捕獲活動を中断せず、生息状況と被害状況を確認しながら、継続的に個体数管理を行う必要があります。

- (注) 1 被害防止計画目標の達成状況が低調である場合は、改善計画を作成し、知事に提出すること。
- 2 3の事業効果には、別添様式を参考に事業の実施により発現した効果を幅広くかつ定量的に記入すること。なお、処理加工施設や捕獲技術高度化施設を整備した場合は、当該施設の利用率も記入すること。
- 3 4の総合評価のコメントには、目標が未達成となった場合は、その理由も記入すること。
- 4 鳥獣被害防止施設の整備を行った場合には、侵入防止柵設置後のほ場ごとの鳥獣被害の状況並びに侵入防止柵の設置及び維持管理の状況について、地区名、侵入防止柵の種類・設置距離、事業費、国費、被害金額、被害面積、被害量、被害が生じた場合の要因と対応策、設置に係る指導内容、維持管理方法、維持

管理状況等を様式に具体的に記載し、添付すること。